

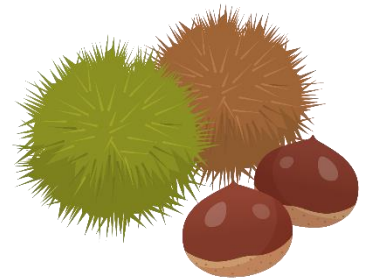
今月の注目

令和4年10月から変わること

種類	比較
①最低賃金	10/6～福島県の最低賃金は858円
②雇用保険料率	労働者負担分3/1000⇒5/1000(一般)へ引上げ (事業主負担分6.5/1000⇒8.5/1000(一般)へ引上げ) ※10月1日以降、最初に到来する締日の給与から
③育児休業法改定	<ul style="list-style-type: none"> 産後パパ育休の創設(出生時育児休業) ※出生後8週以内に4週間、分割は2回可能 育児休業の分割取得(2回) 育児休業中の保険料の免除要件見直し 1歳到達後の育児休業の見直し
④社会保険適用拡大	被保険者101人以上の企業について <ul style="list-style-type: none"> 週所定労働時間20時間以上 月8.8万円以上 2ヵ月以上雇用見込み 学生でない 上記4つ全て該当の方は社会保険の被保険者へ
⑤在職定時改定	9/1時点で在職中の65～69歳の厚生年金受給中の方 ⇒10月分より改定された年金額へ
⑥企業型DC	企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入要件緩和
⑦後期高齢者 自己負担割合	現行の自己負担割合「1割」「3割」に加え、「2割」が追加

<事務所より>

今月は多くの改正が行われます。上記の表はわかりやすく端的に掲載しましたので、詳しく聞きたい部分がありましたら、お気軽にお問合せください。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com